

## 長野県献血推進協議会輸血療法部会設置要領

### (名 称)

- 1 本会は長野県献血推進協議会輸血療法部会（以下「輸血療法部会」という。）と称する。

### (目 的)

- 2 県内における血液製剤の安全かつ適正な使用を推進し、もって輸血療法の向上を図ることを目的とする。

### (事 業)

- 3 輸血療法部会は、前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
  - ア 医療機関における血液製剤の管理体制及び適正使用のための取組状況の把握
  - イ 医療機関における血液製剤の使用に関する課題の整理及び検討
  - ウ 輸血懇話会の開催など血液製剤の適正使用に関する医療関係者向けの啓発
  - エ その他輸血療法部会が必要と認める事業

### (組 織)

- 4 輸血療法部会は次に掲げる者が委員となって組織する。
  - ア 県内医療機関に設置されている輸血療法委員会の関係者
  - イ 血液事業の関係者
  - ウ 県の職員
  - エ その他輸血療法部会が必要と認める者

### (部会長)

- 5 輸血療法部会に部会長を置く。部会長は、委員の互選により選出する。
  - (1) 部会長は会務を総括し、輸血療法部会を代表する。
  - (2) 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が職務を代行する。

### (会 議)

- 6 輸血療法部会は、必要に応じて部会長が招集し、会議の議長を務める。

### (会計処理)

- 7 輸血療法部会の会計処理にあたっては、会計担当を置き、会計帳簿及び証票等を整備する。また、決算は、委員の互選により選出した監事による監査を年度毎に受けるものとする。

### (事務局)

- 8 輸血療法部会の事務局は、長野県健康福祉部薬事管理課及び長野県赤十字血液センターに置く。

### (その他)

- 9 この要領に定めるもののほか、輸血療法部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成23年2月26日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年2月27日から施行する。